

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

6 その他

1 税制改革についての日経連の考え方

売上税を支持

経団連や日経連は間接税には反対しないが、製造業者売上税には絶対反対の立場をとっていたことは本年鑑第五七集で紹介したとおりである。日経連は、この立場から二月一三日、税制改革に対する基本見解「税制改革についての日経連の考え方」を地方ブロック長会で承認し、売上税の支持を宣言した。以下、その全文をかかげる。なお、売上税は周知のとおり「事実上廃案」となり、成立しなかった。

【税制改革についての日経連の考え方】

一、日経連の主張

日経連は従来より、国際的にみても著しく高い日本の中堅所得層の所得税の累進度および法人の実質税負担率について、日本の経済・社会の安定的発展を阻害する恐れのあることを指摘し、減税の必要を主張してきた。

そして、減税の財源としては、行革による安上がりの政府の実現、不公平税制の是正、国民の広く薄い税負担によるべきであることを繰り返し述べてきたところである。

二、今回の税制改革

今回の税制改革は、所得税と法人税の減税を行い、その財源としてマル優制度の見直しと売上税の導入をもって充てるとし、増減税同額を原則としているところから、必ずしも十分とはいえないまでも、日経連の従来主張に適うものとする。

三、売上税について

今回の税制改革のうち、売上税の導入については、政府の説明不足から、主として誤解にもとづくと思われる反対論が存在するが、中堅所得層の所得税の減税、法人税の減税のための財源として直間比率の改正をしなければならないのは当然であることを明確にし、その周知徹底を図るべきものとする。

個人消費者は、還付を受けることはないから課税物品については売上税

を負担することになる。しかし、所得減税が先行しており、消費支出においては個人において選択が可能であり、また、すべての国民が広く薄く負担するものであるから、負担はより適切であり、減税のためにはやむを得ない負担といえる。

さらに、今日の物品税課税品目等については、不公平是正と負担の軽減が共に実現され

ることになる点も評価すべきであろう。
四、残された問題

今回の税制改革は、租税負担率の増加を避けての改革であるが、今後においても税制改正に当たっては、つねに増減税同額を旨とし、さらに政府は進んで、一層の不公平税制是正、小さな政府、安上がりな政府の実現に向かって努力し、国民の税負担の軽減を期すべきである。

日経連の「税制改革に対する意見」

日経連の新会長＝鈴木永二氏は、八六年、経団連で税制改革案をまとめた責任者でもある。売上税が不成立に終わったあとの対策として、日経連は政策委員会で、「税制改革に関する意見」(中間報告)をまとめ、発表した。以下、その主要部分を抜粋して掲載する(『日経連タイムス』一九八七年一〇月一日付)。

【税制改革に封する意見】 II 税制改革の基本的方向 一、所得税について

〈中略〉(1)税率の刻みは、前回政府・自民党法案のように六段階程度に簡素化し累進度を緩和すべきである。また、当面、最高税率七八%(所得税六〇%、住民税一八%)を六〇%(所得税五〇%、住民税一〇%)程度に引き下げるべきである。さらに、大部分のサラリーマンが該当する給与収入一〇〇〇万円までの所得層に適用される税率の刻みを二段階とし、サラリーマンの負担率があまり高まらないように累進度を緩和する必要がある。このことは労働意欲を維持増大させるとともに、他方で高所得層の脱税や納税回避の誘因を排除しうる結果、税収の確保と実質的な公平が確保できる。中堅サラリーマン層の減税を恒常的に行うために、その財源は行政改革の徹底による歳出カットを第一に、さらに新しい間接税の導入等で賄う。

(2)個人事業者とのバランスを図るため、……将来的には、アメリカ、西ドイツで採用されている二分二乗方式の導入を強く要望する。
(3)現在、サラリーマンに認められている必要経費控除を拡充し、適用範囲の幅を広げる。

(4)個人事業者については、基本的には、以下の方法によってサラリーマン等の税負担の水平的公平を図ることにより、いわゆるクロヨンなどに代表される国民の不満や不公平感の解消を図ることが大切である。

(イ)記帳の完全義務化および所得捕捉の強化を図る。
(ロ)いわゆるみなし法人課税制度および医師優遇税制等を廃止する。
二、法人税について

(1)現在のわが国法人の実質税負担(地方税を含め実効税率五一・五%)は重すぎる。とくに最近、欧米先進諸国が経済活性化の観点から法人税の負担の軽減に取り組んでいるということから、その格差はさらに拡大してきている。

企業の活性化や国際化の進展等を考えると、少なくとも実効税率を四五%程度まで早急に引き下げるべきである。
(2)賞与引当金、退職給与引当金の損金算入については、従業員の賃金保障・福祉等の観点からも、今後とも従来どおり継続すべきである。

(3)研究開発用装置などの投資減税については、今回の税制改正で一年間行われることが決定しているが、企業の活性化や産業の空洞化防止さらに今後の新技術時代を

考え、優遇措置の継続と強化を図るべきである。

(4)赤字企業といえども事業活動を営む以上、公共サービスを受益していることから、国税においても資本金基準等により外形標準課税を行う。

(5)欠損金の繰越控除・繰戻しが臨時措置として一時停止されているが、早急に正常化すべきである。

三、間接税について

〈中略〉

当連盟としては次のような新型の間接税導入を提案する。その際、注意すべきことは、新型間接税は、(イ)最終消費者が負担するもの、(ロ)インフレの引き金にならぬもの、(ハ)各取引段階での税額転嫁がしやすいもの、そして(ニ)納税コスト・徴税コストのからぬものであることを基本におかねばならないことを明確にしておきたい。

(1)課税ベースの広い間接税、すなわちサービスも含めて広く薄く課税され、また経済活動に対して中立的であること。

(2)土地・有価証券の譲渡など間接税になじまぬものを除いて、すべての国内取引を課税対象とする。

(3)納税義務の免除を設けることは、経済取引を歪め不公正をもたらす懸念があるので、原則として免除は止める。ただし、最小限必要な場合は、年間取引五〇〇万円程度とする。

(注)EC諸国の免除額は、イギリス約五〇〇万円、西ドイツ約八〇〇万円

(4)税率はできるだけ低いものにする。

(5)新型間接税の形式は、EC型付加価値税(前段階税額控除方式)を日本に適したものに改善する。原法案に施行細則もあわせ公表し、あくまでも実行を前提として、最低一カ年は国民各層に説明・PRを行い、不備な点を修正して世論の統一を図る。これを基礎として政府案を作成する。したがって実施までには約二カ年程度は必要である。

なお、新型間接税を福祉のための目的税とすることは財政の硬直化につながり、容易に税率の引き上げにつながるおそれのあることから基本的には望ましくない。

四、資産課税について〈略〉

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
